

審査請求チェックリスト

1 法令により審査請求人からの提出が義務づけられているもの

書類	留意すべき項目	留意点	確認
審査請求書	審査請求人の氏名及び住所又は居所	代理人による申請のときは、代理人の氏名等と審査請求人の氏名等の両方が記入されていることを確認する。	
	処分を受けた者の氏名及び住所又は居所	労働者または労働者であった者の氏名等が記入されていることを確認する。	
	審査請求の趣旨 (処分決定に係る審査請求の場合)	処分決定に係る審査請求の場合、「じん肺管理区分の決定に際し、管理区分〇〇の取消を求める」旨が記入してある事を確認する。 (記入例) 平成〇年△月□日付けで××労働局長の行ったじん肺管理区分〇〇の決定を取り消し、じん肺管理区分を◎とすよう求める。	
	審査請求の趣旨 (不作為に係る審査請求の場合)	不作為に係る審査請求の場合、どのような内容の不作為と考えているのかが記入されている事を確認する。 (記入例) 平成〇年△月□日付けで××労働局長に提出したじん肺管理区分決定申請について、速やかに管理区分決定の処分を行うよう求める。	
	処分庁の教示	必ず「有」になっていることを確認する。 (教示内容記入例) 処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。	
	利害関係者の氏名及び住所	①請求人が労働者である場合：事業者 ②請求人が労働者であった者である場合： 最終粉じん事業場の事業者 ③請求人が事業者である場合：原決定を受けた労働者 (注)	
	添付資料	添付した資料が申請書に記載した数量があるかを確認する。	
	審査請求日欄	処分後3か月以内の日付けであることを確認する。	
X線フィルム	名前、日付、枚数等の確認	本人のものであること、また、原決定の根拠となったものが全て添付されているか確認する。	
	DR (FPD)、	デジタル撮影によるX線フィルムである場合は、撮像	

	CR撮像条件	条件表で確認し、添付する。	
健康診断結果証明書	粉じん作業及び号数の記入	作業内容、作業期間が明記されているか確認する。なお、従事歴証明書を別途添付することもできる。	

(注) 審査請求の裁決（結果）については、じん肺法第19条第7項の規定に基づき、利害関係者に通知されることになるので、その旨請求人に了知されたい。

2 その他、審査請求人が添付して差し支えないもの（例）

書類	留意すべき項目	留意点	
CT写真		フィルムである場合には本人のものであること確認すること。 また、光学ディスクの場合には本人のものであることの確認の上、コンピュータウイルス等の感染がないことが確認されたものであること。	
主治医の意見書			
過去のじん肺健康診断結果証明書			
委任状		審査請求人が代理人の時は必ず添付されていることを確認する。	

3 事実関係の確認のため地方局が提出するもの（弁明書及びその根拠書類）

書類	留意すべき項目	留意点	
地方じん肺診査医の意見書	審査請求人氏名（生年月日）、読影したエックス線写真の撮影年月日	読影したX線写真が特定できるよう、撮影年月日を明記しておく。	
	判断理由	原決定の際に判断した理由を具体的に記載する。肺機能検査の判定に関しても同様とする。特に管理区分が低位変更となった場合には、低位に変更すると判定するに至った根拠を明確に記載すること。	
	診査医の署名	審査に関わった地方じん肺診査医全員の署名とすること。	
管理区分決定通知書		原決定に係るものの写し（不作為に係る審査請求の場合は不要）	
エックス線		原決定に係るものの写し	

写真等の提出書又は管理区分決定申請書			
過去の管理区分決定等の個人情報	過去の管理区分決定の経緯	労働基準情報システムにより、個人情報を出力する。	